

令和7年度事業計画の上期の 実施状況について

令和7年11月28日

全国健康保険協会

令和 7 年度事業計画の上期の 実施状況 (概要)

(1) 基盤的保険者機能関係

健全な財政運営

- 令和7年9月開催の第137回運営委員会において、協会けんぽの財政については、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれる一方、今後、保険料収入がどのように推移するか予測することは難しく、先行きは不透明であることを説明したうえで、令和8年度保険料率の決定に向けた議論を開始した。
- 議論の土台となる「協会けんぽ（医療分）の2024年度決算を足元とした収支見通し（2025年9月試算）」について、昨年同様の「実績を踏まえた試算」と「幅を持たせた試算」に「現状より労働参加が進む場合の追加ケースの試算」を新たに加え、計31パターン（昨年度は16パターン）を示すなど丁寧な対応を行ったほか、協会けんぽと同様に準備金の積立義務がある生命保険会社、損害保険会社におけるリスクや責任準備金等の基本的な考え方等を整理した「生損保における準備金について」を示した。
- 令和6年度決算の状況と今後の協会財政の見通しが依然として不透明な状況であること等を説明したリーフレットを作成し、事業主及び加入者に配布する等、積極的な情報発信を行った。

業務処理体制の強化と意識改革の徹底、サービス水準の向上

- 令和8年1月の電子申請の導入に向けて事務処理体制の検討を進めた。
- 業務処理の標準化・効率化に関し、職員個々の事務処理能力の把握を定期的に行い、支部の実態を踏まえた業務指導を継続的に実施した（23支部）。
- 全支部において外国語の通訳専門事業者を活用した三者間通話機能により22言語による相談対応を実施した。また、一部申請書の記入の手引き等についても多言語対応を進めた。
- 令和8年6月に全支部にコールセンターを導入できるよう着実に準備を進めた。

【KPIの実績】（令和7年9月末時点）

①サービススタンダードの達成状況：100%（前年9月末時点：100%）

②サービススタンダードの平均所要日数：5.30日（前年9月末時点：5.67日）

③現金給付等の申請書類にかかる窓口での受付率：4.28%（前年9月末時点：4.23%）

現金給付の適正化の推進、レセプト点検の精度向上

- 各給付の重点施策の取組方針の検討や実施状況を報告するなど、不正事案の発生時に限らず毎月保険給付適正化PTを開催した。
なお、不正の疑いのある事案については、事業主への立入検査を行った。
- レセプト内容点検行動計画を策定し、計画に基づいた効率的かつ効果的なレセプト点検を実施した。
- 効果的な点検を実施するため、査定事例を掲示板へ掲載し、全支部に共有した。

【KPIの実績】（令和7年9月末時点）

協会のレセプト点検の査定率（※）対前年度以上（KPI：対前年度0.131%）以上：0.128%（前年9月末時点：0.137%）

協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上（KPI：対前年度（9,908円）以上）：9,851円 前年9月末時点：9,879円）

債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- 債権管理・回収計画を策定のうえ、速やかに全件調定を実施するとともに、納付書を送付し、早期回収に向けた取り組みを行った。
〔調定件数（令和7年9月末時点）：160,456件（前年9月末時点：169,549件）〕
〔保険者間調整件数（令和7年8月末時点）：9,914件（前年8月末時点：12,197件）〕
〔法的手続き件数（令和7年9月末時点）：243件（前年9月末時点：262件）〕

【KPIの実績】（令和7年9月末時点） 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率（KPI：対前年度（66.20%）以上）：47.14%（前年9月末時点：47.08%）

DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

- マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう令和7年7月より順次、マイナンバー保険証を保有していない方へ資格確認書の一括送付を開始し、10月末に完了した。（交付件数：約1,190万件）
- マイナンバーコールセンターについて、外国語の通訳専門事業者を活用した三者間通話機能により22言語による相談対応を実施した。
- 令和8年1月にサービスインする電子申請サービス及び公金受取口座対応について設計・開発を完了し、現在は当初のスケジュール通り、受入れテストを実施している。テストの実施と並行して業務利用する職員に向けた研修を予定している。
- 令和8年1月にリリースする電子申請サービスについて、電子申請を行うメリットや申請までの流れを記載したチラシを加入者・社会保険労務士向けに2種類作成し、令和7年9月に本部から支部に配布した。

2. 戦略的保険者機能関係

本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上

- 令和7年5月に第11回調査研究フォーラムを開催。外部有識者を活用した委託研究第Ⅱ期の最終報告及び成果活用に向けた総合討論を行い、第Ⅲ・Ⅳ期の中間報告、協会支部が実施した分析や取組事例を発表した。また、各種学会において調査研究成果発表（3件、3支部）、協会支部が共同研究者となっている演題発表（3件、2支部）も行われた。
- 令和7年6月に本部・支部職員向けにオンライン形式による講演会を開催。臨床やデータ分析分野の専門家である外部有識者を招き、医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上を図った。

外部有識者を活用した調査研究成果の活用

- 令和4年度採用の4件（第Ⅲ期）、令和5年度採用の2件（第Ⅳ期）、令和6年度採用の2件（第Ⅴ期）の外部委託研究を実施した。また、令和6年度末で研究期間を満了した第Ⅱ期の5件については、複数の研究班で学術誌への投稿論文が採択されるなど学術的な成果が得られた。新規案件の募集に関しては、研究テーマの設定や年度内の募集の可否を含めた研究スケジュールの検討を行っているところである。

好事例の横展開

- 保険者努力重点支援プロジェクトについて、令和7年7月からレセプトや健診データを用いた定量的な効果検証（事業評価）方法の検討を行い、令和7年10月より効果検証を開始した。
- 地域保険（市町村国保）と協働した地域住民全体の健康に関する事業について、令和7年度は鳥取県湯梨浜町、佐賀県鳥栖市で継続して事業を実施するとともに、本モデル事業に取り組む市町村の拡大を目指し、公益社団法人国民健康保険中央会、都道府県の国民健康保険団体連合会と協力し、令和7年度下期以降の事業実施に向けて複数の自治体と個別に具体的な協議・調整を進めている。

保健事業の一層の推進

- 支部における第3期データヘルス計画の達成に向けた事業展開や事業実施結果の評価等に活用すべく、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」を本年9月に支部へ展開した。
- 保健師等の更なる保健指導技術の向上を図るため、6月に保健師全国研修を実施した。また、特定保健指導の質の向上を図るべく、今年度計画された特定保健指導等の行動目標が、特定健診・特定保健指導プログラムに沿った内容が確認を行った。

特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上、特定保健指導実施率及び質の向上

- トラック協会、商工会議所等に対し、生活習慣病予防健診における自己負担の軽減や、付加健診の対象年齢拡大等を中心とした周知広報及び受診勧奨に取り組んだ。
- 被扶養者に対する特定健診について、がん検診との同時実施が実現していない市区町村に対し、15支部が働きかけを行い、7支部12市町村において、新たに特定健診とがん検診の同時実施が実現した。
- 特定健診における集団健診時のオプション健診については、骨粗鬆症検診を24支部（前年同期比11支部増）、歯科検診を2支部（前年同期比1支部増）、眼底検査を28支部（前年同期比14支部増）において実施した。
- 事業者健診データの取得について、都道府県労働局及び労働基準監督署との連名による事業主等への通知を31支部で実施した。また、45支部において外部委託による勧奨を実施した。
- 被保険者の特定保健指導委託機関の更なる拡充を図るため、支部幹部職員による訪問勧奨や、実地調査時の勧奨等の取組を行った結果、上半期で新たに58機関と契約を締結することができた。また、健診当日に初回面談を実施する機関が1,311機関（対前年同期45機関増）となり、合計1,545機関（対前年同期20機関増）となった。

【KPIの実績】（令和7年9月末時点）

生活習慣病予防健診実施率（KPI：61.7%以上）：24.0%（前年9月末時点：23.2%） 事業者健診データ取得率（KPI：8.8%以上）：2.9%（前年9月末時点：2.4%）
被扶養者の特定健診実施率（KPI：30.3%以上）：9.5%（前年9月末時点：9.4%） 被保険者の特定保健指導実施率（KPI：21.5%以上）：27.4%（前年9月末時点：26.4%）
被扶養者の特定保健指導実施率（KPI：18.1%以上）：50.3%（前年9月末時点：42.3%）

重症化予防対策の推進

- 令和7年4月～9月に実施した、血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨（文書による一次勧奨、令和6年10月～令和7年3月健診実施分）の実施件数は382,769人であり、前年同期から13,465人増加した。また、より重症域の者に対しては、全支部において地域の実情を踏まえ、外部委託を活用しつつ、電話（34,775件）、文書（314,602件）、面談（413件）による二次勧奨を実施した。

【KPIの実績】（令和7年9月末時点） 健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（KPI：対前年度（33.0%）以上）：34.2%

コラボヘルスの推進

- 健康宣言について、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、事業所における健診実施率・保健指導実施率の目標値の設定など、プロセス及びコンテンツを標準化した健康宣言の基本モデルへの移行を進めた結果、基本モデルへの移行率は9月末時点で93.1%（対前年同期比10.0%増）となった。
- 令和7年6月に労働者健康安全機構との連携強化を一層加速させることをトップ間で合意し、労働者健康安全機構では令和7年度の産業保健活動総合支援事業の取組の一つとして、メンタルヘルス等の対策について、協会けんぽ支部との連携を推進することを掲げている。

【KPIの実績】（令和7年9月末時点） 健康宣言事業所数（KPI：100,000事業所以上）：109,560事業所（令和7年3月末時点：105,343事業所）

医療資源の適正使用

- ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2024（令和6）年9月診療分で全支部が80%以上に到達したが、さらなる使用割合向上を目指して、先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減可能額をお知らせする「ジェネリック医薬品軽減額通知」を、今年度は6支部が実施予定であり、上期は3支部において発送した。
- バイオシミラー（バイオ後発品）の使用促進のため、レセプトデータの処理・分析を実施したのち、7月に全支部向けに研修会を行い、8月以降、各支部において分析結果を踏まえ、関係団体訪問、訪問する医療機関の戦略策定などを行った。また、上期に関係団体訪問を24支部で実施し、医療機関訪問を2支部で実施した。

【KPIの実績】

ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2024（令和6）年9月診療分で全支部が80%以上に到達

地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

- 各支部が参画している地域医療構想調整会議等において、都道府県から提出されたデータ等も活用し、積極的に意見発信を行った。
- 中央社会保険医療協議会、社会保障審議会医療保険部会、社会保障審議会介護給付費分科会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続性の確保、地域包括ケアの構築等のトピックに関し、医療保険者の立場から、積極的に意見発信を行った。

広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- 令和6年度に策定した広報基本方針及び令和7年度広報計画に沿って広報を実施した。
- 最重点広報（令和8年度保険料率改定・健診体系の見直し）について、令和8年1月以降の特設ページ開設及び広告出稿の企画に着手した。
- 更なる利便性や分かりやすさの向上のため、ホームページの全面リニューアル（令和8年3月予定）に向けた作業を着実に進めた。協会及び協会の事業の認知度向上に取り組むため、コミュニケーションロゴ及びタグラインの制作を進めた。
- 健康保険委員未委嘱事業所に対し、大中規模事業所・新規適用事業所を中心に電話や文書等による委嘱勧奨を行った。

【KPIの実績】

1) ホームページアクセス数1億3,700万以上：56,645,007アクセス（令和7年9月時点）

2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする：54.93%、337,733事業所（令和7年9月末時点）

3. 組織・運営体制関係

人事制度の適正な運用、新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置

- 全員参加型運営を推進し、更なる保険者機能の強化・発揮に向けて職員が意欲を持って業務に取り組むとともに、より職員の適性に応じた働き方ができるよう制度を見直した。
- 支部間バランスの見直し及び支部の戦略的保険者機能の強化や本部機能の強化を図る観点から、人事異動等の機会をとらえて戦略的な人員配置を進めた。

働き方改革の推進

- 職員の二次健診の受診や特定保健指導の利用を促進するために、費用補助や勤務時間中の受診等を認める運用を開始した。
- 子育て、介護と仕事の両立支援について、利用可能な制度等をわかりやすくまとめたハンドブックを作成し、全職員に配付した。
- 若手職員の帰省を後押しし、リフレッシュする機会を創出するため、帰省交通費の支援制度を新設し、10月から運用を開始した。

内部統制の強化

- リスクの未然防止の取組について、リスク分析、評価の手順の習熟等のため、説明会及びグループワークを実施したほか、全支部で視聴できる説明動画を作成した。その後、全支部において、リスクの洗い出しから対策実施までの取組を行った。

法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- 7月に全職員を対象とした職場環境（職場風土）アンケートを実施した。また、アンケート結果から課題を分析し、支部ごとにコンプライアンス推進活動計画を策定した。

協会システムの安定運用

- 情報セキュリティを担保しながら、協会の基盤的業務（現金給付の支払い等）が停止することがないように、日々のシステム運用・保守業務の品質を担保し、システムを安定稼働している。

制度改正等に係る適切なシステム対応

- 令和8年1月にサービスインする電子申請サービス及び公金受取口座対応について設計・開発を完了し、現在は当初のスケジュール通り、受入れテストを実施している。テストの実施と並行して職員向けの研修を予定している。

業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上

- 保健事業の一層の推進に向けたシステム開発、統計分析利用権限の拡充や支部からのシステム改修・改善要望等への対応を適切に実施した。

中長期を見据えたシステム対応の実現

- けんぽアプリは、令和8年1月のサービスインに向け、開発、保守事業者の調達及び設計・構築が完了した。7～8月にはテスト検証を実施し、当初のスケジュール通りにサービスインに向けて進捗している。
- 次期保健事業システムの導入に向けて、保健事業の業務のあり方検討等を踏まえた機能要件を実現するため、要件定義の支援にかかる事業者の調達を実施した。
- 次期健康保険システム及び次期間接システムの導入に向け、現行システムの課題整理や最新のICT技術等に係る調査を行い、システム機能要件の実現性の調査分析の支援にかかる事業者の調達を実施した。
- 機器の更改及び製品のバージョンアップ対応を行うための基盤中期更改については、設計・開発の完了後、結合テスト、システムテストが滞りなく終了した。現在はスケジュール通り、システム移行計画の詳細化や移行リハーサル、システムの安定稼働を確保するためのテストを実施している。

令和 7 年度事業計画の上期の 実施状況 (詳細)

（1）基盤的保険者機能関係

I）健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、運営委員会や支部評議会で丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。
- ・ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。
- ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、国や都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。

【重要度：高】

協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

【困難度：高】

協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

- ・ 令和7年9月開催の第137回運営委員会において、協会けんぽの財政については、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれる一方、今後、保険料収入がどのように推移するか予測することは難しく、先行きは不透明であることを説明したうえで、令和8年度保険料率の決定に向けた議論を開始した。
- ・ また、議論の土台となる「協会けんぽ（医療分）の2024年度決算を足元とした収支見通し（2025年9月試算）」について、昨年同様の「実績を踏まえた試算」と「幅を持たせた試算」に「現状より労働参加が進む場合の追加ケースの試算」を新たに加え、計31パターン（昨年度は16パターン）を示すなど丁寧な対応を行った
- ・ 加えて、協会けんぽと同様に準備金の積立義務がある生命保険会社、損害保険会社におけるリスクや責任準備金等の基本的な考え方等を整理した「生損保における準備金について」も示した。
- ・ 令和6年度決算の状況と今後の協会財政の見通しが依然として不透明な状況であること等を説明したリーフレットを作成し、事業主及び加入者に配布する等、積極的な情報発信を行った。
- ・ 本部において、中央社会保険医療協議会、社会保障審議会医療保険部会、社会保障審議会介護保険部会等において、医療保険者の立場から、積極的に意見発信を行うとともに、各支部においても都道府県から提出されたデータ等も活用し、積極的に意見発信を行った。

—

II）業務改革の実践と業務品質の向上

①業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。
- ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。
- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理について支部の現状を確認し、業務指導を行うとともに、職員の意識改革を促進する。
- ・ 自動審査状況等を分析し、事務処理の効率化を図る。

【困難度：高】

業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めているところであるが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化にかかる経過措置など制度改正への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。

- ・ 全ての加入者がマイナ保険証を利用できるようにするためマイナンバー未登録者へのマイナンバー提出勧奨やマイナ保険証を保有しない方への資格確認書の発行など事務処理体制を確立させた。また、2026（令和8）年1月の電子申請の導入に向けて事務処理体制の検討を行った。
- ・ 日々の業務量の多寡に対応した事務処理を行うため、職員が全ての申請書の処理ができるよう多能化を進めるとともに、職員個々の事務処理能力の把握を定期的に行った。
- ・ 業務処理の標準化・効率化に関し、支部の実態を踏まえ業務指導を継続的に実施した（23支部）。また、支部業務部長会議を11月に実施して、業務処理の標準化・効率化の支部での意識付けの徹底を図る。
- ・ 事務処理の効率化を進めるため、ホームページ上の「届書作成支援システム」を利用した申請書の作成について周知を進めた。

—

事業計画（主な重点施策）	実施状況	K P I の実績
②サービス水準の向上 ・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。また、2025（令和7）年度末までに電子申請を導入する。 ・ 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会について的確に対応する。 ・ コールセンターの対応や記入の手引きの多言語化などの国際化対応を推進し、加入者等の利便性の向上を図る。 ・ 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。 ・ ホームページに導入しているチャットボットについて、利用状況の分析・改善を行い、加入者の利便性向上に努める。 ・ 全支部へのコールセンター導入に向けた準備・検討を行う。 【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、2023（令和5）年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を表現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。 ■ KPI： 1）サービススタンダードの達成状況を100%とする 2）サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する 3）現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする	・ 支部において柔軟かつ最適な事務処理体制の構築を図るとともに、支部への意識向上を図った結果、2025（令和7）年9月末時点のサービススタンダードの達成率は100%（平均所要日数5.30日）となり、サービススタンダードを遵守した。 ・ 広報誌、ホームページを活用し、郵送による申請を促進した。令和7年9月末時点での郵送化率は95.72%（窓口での受付率は4.28%）となった。また、2026（令和8）年1月より電子申請を導入予定。 ・ お客様満足度向上を目的とした架電によるモニタリング調査を実施した。 - また、支部の相談指導の中心となる職員を対象に電話相談・対応の研修を11月に実施予定。 ・ 全支部において外国語の通訳専門事業者を活用した三者間通話機能により22言語による相談対応を実施している。また、一部申請書の記入の手引き等についても多言語対応を進めている。 ・ お客様の声を踏まえて、申請書の様式やホームページの記載内容の見直しなどサービスの向上を図った。 ・ 加入者からの照会事例を生成AIを活用して分析し、チャットボットに反映させるよう進めた。 ・ 令和8年6月に全支部にコールセンターを導入できるよう着実に準備を進めている。	①サービススタンダードの達成状況 100%（2025（令和7）年9月末時点） 【参考】 100%（2024（令和6）年9月末時点） 100%（2025（令和7）年3月末時点） ②サービススタンダードの平均所要日数5.30日（2025（令和7）年9月末時点） 【参考】 5.67日（2024（令和6）年9月末時点） 5.63日（2025（令和7）年3月末時点） ③現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率4.28%（2025（令和7）年9月末時点） 【参考】 4.23%（2024（令和6）年9月末時点） 4.18%（2025（令和7）年3月末時点）
③現金給付の適正化の推進 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンパー情報照会等を確実に行う。 ・ 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・ 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や直接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。 ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。 ・ 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨を強化し、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 ・ これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるために、各支部の管理者・担当者に対する業務研修を実施する。	・ 日本年金機構と連携の上、障害年金等の支給状況を確認し、傷病手当金と障害年金等との調整を適正に実施した。（2025（令和7）年9月末までの併給調整件数：46,617件） ・ 各給付の重点施策の取組方針の検討や実施状況を報告するなど、不正事案の発生時に限らず毎月保険給付適正化PTを開催した。なお、不正の疑いのある事案については、事業主への立入検査を行った。 ・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求の防止に努めた。 ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診の適正化を図るため、支給済みの記録をもとに加入者への文書照会等を強化した結果、全体の申請件数及び多部位かつ頻回の申請件数は減少した。また、不正が疑われる施術者について、地方厚生局に10件情報提供を行った。 【3部位以上かつ15日以上以上の申請件数（令和7年8月末時点）】 48,536件（対前年同期：▲2,616件） 【文書照会件数（令和7年8月末時点）】119,328件（対前年同期：▲5,109件） ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者および施術者への文書照会等を強化した。 【長期かつ頻回の警告通知件数（令和7年9月末時点）】35件 ・ マイナンバーを活用した事前調査を行い、健康保険の資格が重複している可能性が高い方や所得超過している可能性が高い方など、扶養解除となる可能性が高い方に絞って確認する方法に改め事業主からの届出業務の軽減を図るとともに、対象者を絞って重点的に確認を行うこととした。 ・ 業務担当者研修を2回実施した。下期は2回実施予定。	—

事業計画（主な重点施策）	実施状況	K P I の実績
④レセプト点検の精度向上 ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・ 毎月の自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。 ・ 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 ・ 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。 ・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の動向を注視し、協会の内容点検の高度化について検討する。 ・ システム改善により自動化された資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施する。 【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICTを活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPIを達成することは、困難度が高い。 ■ KPI： 1） 協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※）査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2） 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	・ レセプト内容点検行動計画を策定し、計画に基づいた効果的かつ効率的なレセプト点検を実施した。 ・ 自動点検マスタの更新を毎月精緻に行い、効率的な点検を実施するとともに高点数レセプトの点検を中心に実施した。 ・ 効果的な点検を実施するため、査定事例を掲示板へ掲載し、全支部に共有した。 【協会の査定率（2025（令和7）年9月末時点）】0.128%（前年9月末時点：0.137%）】 【再審査1件当たり査定額（令和7年9月末時点）】9,851円（前年9月末時点：9,879円）】 ・ 社会保険診療報酬支払基金に対する再審査請求において、理由を明確に示すとともに、再審査の結果、原審通りとなったレセプトについては社会保険診療報酬支払基金と協議を行った。 ・ 勉強会や外部講師を活用した研修を実施するとともに、再審査請求の結果、査定となったレセプトについては点検員全員で内容を共有し、スキルの向上に努めた。 ・ 社会保険診療報酬支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の動向を注視し、協会の内容点検の在り方について検討を行っている。 ・ 資格点検、外傷点検における目視点検の一部項目について、自動化されるようにシステムを改善し、効率的な点検を実施した。	①査定率 0.128%（2025（令和7）年9月末時点） ※目標：0.131%以上 【参考】 0.137%（前年同月時点） 0.131%（前年度最終結果） ②再審査1件当たり査定額 9,851円（2025（令和7）年9月末時点） ※目標：9,908円 【参考】 9,879円（前年同月時点） 9,908円（前年度最終結果）
⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 ・ 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 ・ 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。 ・ 債権の適切な管理、回収率の向上を目的として、債権管理回収事務担当者研修会を実施する。 ・ オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。 【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。 ※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。 ※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。 ■ KPI： 返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする	・ 債権管理・回収計画を策定のうえ、速やかに全件調定を実施するとともに、納付書を送付し、早期回収に向けた取り組みを行った。 【調定件数（2025（令和7）年9月末時点）】160,456件（前年9月末時点：169,549件） 【調定金額（令和7年9月末時点）】8,721,303,118円（前年9月末時点：7,899,694,134円） ・ 効率的な回収方法である保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士を活用した効果的な催告を実施した。また法的手続きを厳格に実施した。 【保険者間調整件数（令和7年8月末時点）】9,914件（前年8月末時点：12,197件） 【保険者間調整金額（令和7年8月末時点）】791,681,671円（前年8月末時点：918,432,342円）】 【弁護士名催告件数（令和7年9月末時点）】13,157件 【法的手続き件数（令和7年9月末時点）】243件（前年9月末時点：262件） ・ 債権管理回収事務担当者研修会を1月に開催予定。 ・ 事業主からの資格関係届の早期届出に係る周知広報の連携について、下期に実施する予定。	債権回収率 47.14%（2025（令和7）年9月末時点） ※目標：66.20%以上 【参考】 47.08%（前年同月時点） 66.20%（前年度最終結果）

事業計画（主な重点施策）

実施状況

KPIの実績

Ⅲ) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

i) オンライン資格確認等システムの周知徹底
・ 医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。

特に、2023（令和5）年1月より運用が開始された「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。

・ マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。
・ マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。

ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

・ 2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。

特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。

・ 加入者からのマイナ保険証、オンライン資格確認などの問い合わせに専用で対応するマイナンバーコールセンターについて、多言語対応を含め質の向上を図るとともに円滑に運用する。
・ マイナンバーコールセンターへの問い合わせ内容、チャットボットの質問内容の分析結果を活用するとともに、照会事例からの課題を抽出し業務の改善を図る。

iii) 電子申請等の導入

・ 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月の電子申請等の導入に向けてシステム開発を進める。また、電子申請において、加入者側から審査の処理状況が把握できる仕組みを構築する。
・ 加入者や事業主が正確な知識のもと安心して利用できるよう、事業主・加入者に対して幅広く広報を行う。

Ⅳ) DXを活用した事業の推進

・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用し、確認対象者を絞り込むなど、効果的な方法を検討し実施する。
・ 医療機関等を受診した加入者に送付している「医療費のお知らせ」について、マイナ保険証の利用率等を踏まえ、プル型に見直すなどの検討を進める。

【重要度：高】

2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により2025（令和7）年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければならない、重要度が高い。

【困難度：高】

経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。

i) オンライン資格確認等システムの周知徹底

・ 全支部において、令和7年7月から9月の間に地方第一紙へマイナ保険証利用促進のための広告を掲載した。

・ 本部において、令和7年6月の日本年金機構から事業所に送付する納入告知書にマイナ保険証利用促進チラシを同封した。

また、令和7年12月1日の健康保険証の経過措置期間終了やマイナ保険証による医療機関等受診のメリット等を記載しチラシ・パンフレットを作成し、令和7年9月に支部に対して配布を行った。

・ 加入者から提出されたマイナンバーを速やかに登録した結果、2025（令和7）年9月期には登録率99.81%（前年同期99.70%）となった。令和7年12月よりマイナンバーが未登録の加入者へ定期的な登録勧奨を行う。

・ マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者27,000人に対して本人照会を実施した。（令和7年9月回収率49%）

ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応

・ 保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう令和7年7月より順次、マイナ保険証を保有していない方へ資格確認書の一括送付を開始し、10月末に完了した。（交付件数：約1,190万件）

・ マイナンバーコールセンターについて、外国語の通訳専門事業者を活用した三者間通話機能により22言語による相談対応を実施した。

・ チャットボットで対応できなかった質問についてマイナンバーコールセンターにおいて有人チャットによる対応を行うとともに、チャットボットに新たな回答を追加した。

iii) 電子申請等の導入

・ 令和8年1月にサービスインする電子申請サービス及び公金受取口座対応について設計・開発を完了し、現在は当初のスケジュール通り、受入れテストを実施している。テストの実施と並行して業務利用する職員に向けた研修を予定している。

・ 令和8年1月にリリースする電子申請サービスについて、電子申請を行うメリットや申請までの流れを記載したチラシを加入者・社会保険労務士向けに2種類作成し、令和7年9月に本部から支部に配布した。

Ⅳ) DXを活用した事業の推進

・ マイナンバーを活用した事前調査を行い、健康保険の資格が重複している可能性が高い方、課税収入額が130万円（60歳以上は180万円）を超過している可能性が高い方など、扶養解除となる可能性が高い方に絞って確認する方法に改め事業主からの届出業務の軽減を図った。

・ これまで加入者に一括送付していた「医療費のお知らせ」については、マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、次年度から申請により送付する方法へ見直すこととした。

（２）戦略的保険者機能の一層の発揮

Ⅰ）データ分析に基づく事業実施

① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上

・医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。

・本部は、医療費・健診データ等の支部ごとの地域差にかかる分析を実施するほか、支部における分析に資するデータの作成・提供や、「医療費・健診データ等分析用マニュアル」及び分析事例等の共有を行う。支部は、地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。

・本部・支部における調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信するため、「調査研究フォーラム」を開催するとともに、調査研究報告書の発行及び各種学会での発表を行う。

・データ分析に基づく事業の実施等を推進するため、統計分析研修や本部と支部の連携強化に加え、支部間の情報交換や事例共有を通じて人材育成に取り組み、職員の分析能力の更なる向上を図る。統計分析研修について、オンライン開催を組み合わせる等、より多くの受講者が参加しやすい開催形式とする。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。

・本部において、支部におけるデータ分析に資する分析資料として、「地域の医療費分析等に関するデータ」、「現金給付受給者状況」（傷病手当金・出産手当金）、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」などの作成・提供を行った。

また、令和６年度内に各支部で実施した分析事例について、本部において集約し、全支部へ情報共有を行った。

・５月27日に第11回調査研究フォーラムを開催した。外部有識者を活用した委託研究第Ⅱ期の最終報告及び成果活用に向けた総合討論を行うとともに、第Ⅲ・Ⅳ期の中間報告、協会支部が実施した分析や取組事例を発表した。また、各種学会において３件（３支部）の調査研究成果を発表したほか、協会支部が共同研究者となっている演題発表３件（２支部）も行われた。

・調査研究報告書は掲載案件の募集を行い、支部からの10件（健診・保健指導関係：５件、医療費適正化やコラボヘルス等：５件）及び外部有識者を活用した委託研究11件を掲載予定（下期に公表予定）。

・６月に医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上に向け、臨床やデータ分析分野の専門家である外部有識者を招き、本部・支部とも傍聴できるようオンライン形式による講演会を開催した。

② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用

・協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。外部有識者が行う調査研究の円滑な実施のため、研究への助言等を行う。

・当該研究成果等を踏まえ、国への政策提言及びパイロット事業等を通じ、協会が実施する取組の改善や新たな事業の実施に向けた検討を進める（ガイドラインの策定等）。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

【困難度：高】

外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。

第Ⅲ～Ⅴ期の研究については、進捗状況やスケジュール確認を行うとともに、新たな試みとしてデータ分析環境等に関する要望事項についてのヒアリングを行い、費用対効果等も踏まえたうえで対応可能なものについて実施を予定している。各期の件数及び研究テーマは以下のとおり。

●第Ⅲ期 ４件

・協会けんぽにおける今後の保健事業等の基盤整備を目指した調査分析

・就労女性の性に関連する健康と労働生産性の実証研究

・患者・供給者の行動変容と保険者機能強化による医療サービスの効率化

・保健事業による健康アウトカムを改善するための行動インサイト：因果探索の応用

●第Ⅳ期 ２件

・協会けんぽ加入者の高額医療費集団に特徴的な疾患群に対する効率的医療費適正化を目指した多元統括的研究

・高血圧治療開始前から治療期までの血圧コントロール不良要因とその地域差の解明

●第Ⅴ期 ２件

・抗菌薬適正使用促進政策の長期的効果と家族・地域社会への波及の評価

・治療と仕事の両立支援及び健康経営の取組みに関連する指標の検討

また、2024年度末で研究期間を満了した第Ⅱ期の５件については、複数の研究班で学術誌への投稿論文が採択されるなど学術的な成果が得られた。

新規案件の募集に関しては、研究テーマの設定や年度内の募集の可否を含めた研究スケジュールの検討を行っている。

事業計画（主な重点施策）

実施状況

KPIの実績

③ 好事例の横展開

今後、協会全体で実施が必要となる取組や一部の支部で重点的な実施が必要となる取組などについて、一部の支部で取組を行い、取組結果の効果検証を行う。その内容を、他の支部に積極的に情報共有するとともに、効果的な事業手法を確立し、横展開を図る。

i）本部主導型パイロット事業

・第5期アクションプランにおいて整理した本部主導型のパイロット事業の仕組みのもと、協会が取り組むべき課題として本部が設定したテーマについて、支部の取組結果をもとに効果的な手法を確立し、当該手法の横展開を図る。

ii）保険者努力重点支援プロジェクト

・データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」について、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通した外部有識者の助言を得ながら、2024（令和6）年度に開始した保険料率上昇の抑制が期待できる事業について、全支部への横展開を見据え、効果的な手法等の確立を目指す。

iii）地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進

・職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。
国民健康保険中央会及び都道府県国民健康保険団体連合会並びにモデル2市町（鳥取県東伯郡湯梨浜町及び佐賀県鳥栖市）と協働し、2023（令和5）年度末に開始した保健事業等に関するモデル事業（地域保険と連携したモデル事業）については、国民健康保険中央会等と連携し、モデル事業の更なる拡大を目指すほか、地域保険と協働して実施する事業の効果的な手法等の確立を目指す。

【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。
また、国民健康保険中央会等と協働し実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、被用者保険と地域保険が連携した生活習慣病予防・健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上に向けた施策の推進に寄与するものであり重要度が高い

【困難度：高】

医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあって、外部有識者の助言を適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまでも地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。
更に、国民健康保険中央会等と協働して実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、地域保険の運営等を担う多くの関係機関（国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、モデル市町村、都道府県等）と調整等を図りながら進める必要があり、困難度が高い。

・第118回運営委員会（令和4年9月14日開催）で開始を報告した保険者努力重点支援プロジェクトについては、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通された外部有識者からの助言を都度受けながら、健康課題等の洗い出しに向けたデータ分析、健康課題の解決に向けた事業企画に関して、本部と対象3支部（北海道、徳島、佐賀）が連携して実施。
令和5年度下期には、「優先して解決すべき5つの健康課題」と、「課題解決に向けて取り組む令和6年度事業」について決定し、令和6年8月より順次事業を開始し、令和7年度も継続実施している。
・対象3支部と同じ健康課題のある全支部への横展開を見据え、事業の性質に応じて、外部有識者から助言を受けつつ、令和7年7月からレセプトや健診データを用いた定量的な効果検証（事業評価）方法を検討した。令和7年10月より決定した効果検証方法による効果検証を開始した。
・将来的に医療保険制度の枠を超えて、被用者保険（協会けんぽ等）と地域保険（市町村国保）が協働した生活習慣病の発症予防や健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上が期待できる施策の全国的な推進を目指し、公益社団法人国民健康保険中央会等と協働した保健事業に関するモデル事業を令和6年3月より開始。
本モデル事業では、国民健康保険中央会、鳥取県及び佐賀県国民健康保険団体連合会、モデル2市町（鳥取県湯梨浜町・佐賀県鳥栖市）と協会本部及び支部が、データ分析や健康づくりの推進に資する広報等のポピュレーションアプローチに取り組むほか、事業主を介したアプローチ（勧奨等）が難しい被扶養者を対象としたハイリスクアプローチ（特定保健指導や未治療者の医療機関受診勧奨）についても協働で実施。
・令和7年度は鳥取県湯梨浜町、佐賀県鳥栖市で継続して事業を実施するとともに、本モデル事業に取り組む市町村の拡大を目指し、公益社団法人国民健康保険中央会、都道府県の国民健康保険団体連合会と協力し、令和7年度下期以降の事業実施に向けて複数の自治体と個別に具体的な協議・調整を進めている。

事業計画（主な重点施策）	実施状況	KPIの実績
II) 健康づくり ①保健事業の一層の推進 i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部ごとに策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 ・ 支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。 ・ 保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師に対し、全国研修やブロック単位による研修を実施する。 ・ 併せて、専門職以外の保健事業に携わる職員の研修内容の充実を図るとともに、保健グループ長に対する研修を実施する。 ・ 契約保健師及び管理栄養士が担うべき役割について、これまでの特定保健指導のみならず、コラボヘルス等の他の保健事業へ拡大すべく、人事評価・処遇のあり方も含めて検討し、実施に向けて必要な取組を進める。 ・ 地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ、小学生等への健康教育に取り組む。	i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 ・ 支部における第3期データヘルス計画の達成に向けた事業展開や事業実施結果の評価等に活用すべく、令和6年度「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」（支部における健診項目のリスク保有状況等の特徴把握に資するもの）や令和6年度「支部別スコアリングレポート」（支部ごとの特定健診の結果や医療費等に関する年齢調整後の平均値等を「見える化」したもの）を、本年9月に支部へ展開した。 ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備 ・ 支部保健師の体制・配置数について、人事グループと連携してモニタリングを行い、9支部9名の保健師を採用して体制の拡充を図った。また、一人配置支部においては、支部と連携し、今後支部保健師が不在になることを防ぐため、引き続き関係団体等に働きかけを行い、人材の確保に努めている。 ・ 保健師等の更なる保健指導技術の向上を図るため、6月に保健師全国研修を実施した。また、特定保健指導の質の向上を図るべく、今年度計画された特定保健指導等の行動目標が、特定健診・特定保健指導プログラムに沿った内容が確認を行った。この他、各ブロックの幹事支部主催で保健師地域別研修を行い、各支部の保健師等の知見を共有し、全体の底上げを図っている。 ・ 階層別研修から保健グループに配属されるまでに相当期間経過している場合があること、また、保健事業は多岐に渡り各事業のつながりが重要であることなどから、保健事業全般を学ぶための研修資料を作成し、本年9月に支部へ展開した。 ・ 契約保健師・管理栄養士の新たな役割・育成・人事評価及び処遇について、「保健事業に関するワーキンググループ」を設置し、構成員の意見等を参考に検討を進めた結果、契約保健師・管理栄養士の新たな役割として、特定保健指導を行うことはもとより、支部の事情に応じてコラボヘルス・重症化予防に取り組むことと整理した。また、処遇面では、コラボヘルス、重症化予防の役割を担う場合は、人事評価を行い、その結果を反映させるよう、評価シート等の見直しを行った。 ・ 令和7年5月に開催した第5回「こども健康教育プロジェクトチーム」会議において、健康教育を推進するためのツールを検討した結果、更なる活動機会の獲得のためには、実施先のニーズ等に細やかに合わせた教材の改変やパンフレット等の作成が必要との見解に至り、追加でデータ資料を作成した。	—

事業計画（主な重点施策）	実施状況	K P I の実績
②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を収集し、効果的な取組を各支部に展開することで、実施率の向上に努める。 ・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、自己負担の軽減や付加健診の対象年齢の拡大等も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。 ・ 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を進めるとともに、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」、歯科疾患の早期発見・重症化予防を図るための「歯科検診」、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」を集団健診時のオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。 ・ 事業者健診データの取得について、2025（令和7）年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのことで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。 ・ 健診体系の見直しとして2026（令和8）年度以降順次実施する、被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度的目標値（70％）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。 ■ KPI： 1）健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上とする 2）生活習慣病予防健診実施率を63.5%以上とする 3）事業者健診データ取得率を9.0%以上とする 4）被扶養者の特定健診実施率を31.6%以上とする	 ・ 生活習慣病予防健診の受診者数は、前年同期から240,153人増加した。また、事業者健診データの取得件数は、前年同期から98,587人増加した。被扶養者の特定健診の受診者数は、前年同期から8,083人減少した。（9月末時点） ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる業態等を選定し、重点的かつ優先的な受診勧奨を行った。また、実施率が向上している支部の取組事例を本部で収集し、効果的な取組を各支部に展開した。 ・ 多くの支部において、トラック協会、商工会議所等に対し、生活習慣病予防健診における自己負担の軽減や、付加健診の対象年齢拡大等を中心とした周知広報及び受診勧奨に取り組んだ。 ・ 被扶養者に対する特定健診について、がん検診との同時実施が実現していない市区町村に対し、15支部が働きかけを行い、7支部12市町村において、新たに同時実施が実現した。 ・ 特定健診における集団健診時のオプション健診については、骨粗鬆症検診を24支部（前年同期比11支部増）、歯科検診を2支部（前年同期比1支部増）、眼底検査を28支部（前年同期比14支部増）において実施した。 ・ 事業者健診データの取得について、都道府県労働局及び労働基準監督署との連名による事業主等への通知を31支部で実施した。また、45支部において外部委託による勧奨を実施した。	 （令和7年9月末時点） ①5,058,319人 ②生活習慣病予防健診 24.0% ③事業者健診 2.9% ④被扶養者の特定健診 9.5% 【参考】 （前年同月時点） ①4,727,662人 ②生活習慣病予防健診 23.2% ③事業者健診 2.4% ④被扶養者の特定健診 9.4% ↓ （前年度最終結果） ①12,257,614人 ②生活習慣病予防健診 58.4% ③事業者健診 7.2% ④被扶養者の特定健診 29.4%

事業計画（主な重点施策）

実施状況

KPIの実績

③特定保健指導実施率及び質の向上

- i) 特定保健指導実施率の向上
 - ・ 2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
 - ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけること、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
 - ・ 特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。
 - ・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。
 - ・ 遠隔面談等のICTを活用した特定保健指導を促進する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。

- ii) 特定保健指導の質の向上
 - ・ 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。

【重要度：高】
特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】
協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- KPI：
- 1）特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする
 - 2）被保険者の特定保健指導実施率を24.3%以上とする
 - 3）被扶養者の特定保健指導実施率を19.4%以上とする

- ・ 被保険者の特定保健指導の実施者数は、前年同期から22,527人増加した。また、被扶養者の特定保健指導の実施者数は、前年同期から1,422人増加した。（令和7年9月末時点）
- ・ 外部委託機関の更なる拡充を図るため、支部幹部職員による訪問勧奨や、実地調査時の勧奨等の取組を行った結果、上半期で新たに58機関と契約を締結することができた。また、健診当日に初回面談を実施する機関が1,311機関（対前年同期45機関増）となり、合計1,545機関となった。（対前年同期20機関増）
- ・ 健診機関の事例拡充を目的に、当日一括実施、当日分割実施、後日実施、遠隔実施の契約を有する健診機関で、初回面談実施率が高い健診機関への取材・取りまとめを行い、事例集を作成した。

（令和7年9月末時点）
①被保険者27.4%
②被扶養者50.3%

【参考】
（前年同月末時点）
①被保険者26.4%
②被扶養者42.3%
↓
（前年度最終結果）
①被保険者20.3%
②被扶養者17.1%
※保健指導の分母は当該期間の健診受診者における保健指導対象者であるため、実施率が年度最終結果より高く算出される。

④重症化予防対策の推進

- ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。
- ・ 胸部エックス線検査において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を新たに実施する。
- ・ 未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。
- ・ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。

【重要度：高】
要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

- KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする
（※）2025（令和7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

- ・ 令和7年4月～9月に実施した、血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨（文書による一次勧奨、令和6年10月～令和7年3月健診実施分）の実施件数は382,769人であり、前年同期から13,465人増加した。また、より重症域の者に対しては、全支部において地域の実情を踏まえ、外部委託を活用しつつ、電話（34,775件）、文書（314,602件）、面談（413件）による二次勧奨を実施した。
- ・ 血圧・血糖・LDLコレステロール値に着目した未治療者に対する受診勧奨通知デザインについて、より分かりやすいデザインへの見直しを図った。
- ・ 糖尿病重症化予防事業について、有識者も交え効果検証を開始した。

（令和7年9月末時点）
34.2%
※令和6年4月～9月健診受診者分

事業計画（主な重点施策）	実施状況	K P I の実績
⑤コラボヘルスの推進 - 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。 - 地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。 - 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を進めるとともに連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。 - 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、睡眠など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。 - メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に実施するとともに、全国で出前講座等を実施できる体制を構築することにより、事業所における取組の底上げを図る。 【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。 ■ KPI：健康宣言事業所数を106,000事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	- 健康宣言事業所数は前年度末から、4,217事業所増加し、109,560事業所となった。 - 健康宣言について、事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、事業所における健診・保健指導率の目標値の設定など、プロセス及びコンテンツを標準化した健康宣言の基本モデルへの移行を進めた結果、基本モデルへの移行率は93.1%（対前年同期比10.0%増）となった。 - 日本商工会議所と、事業所に対する健康経営の更なる取組の推進を協働して行うため、7地域をモデル地域（茨城、東京、静岡、大阪、岡山、香川、沖縄）とし、地域の商工会議所と連携して実施した令和6年度の取組について、協会内で横展開を行った。 - 令和7年6月に労働者健康安全機構との連携強化を一層加速させることをトップ間で合意し、労働者健康安全機構では令和7年度の産業保健活動総合支援事業の取組の一つとして、メンタルヘルス等の対策について、協会けんぽ支部との連携を推進することを掲げている。 - 全日本トラック協会とは、健診・保健指導の実施率向上、業界特有の健康課題に対する取組の推進を目的に、健康保険組合連合会、厚生労働省労働基準局安全衛生部の協力も得ながら連携事業を展開している。具体的な取組として、令和7年7月から全日本トラック協会の広報誌「広報とらっく」に3号連続で全日本トラック協会・健康保険組合連合会・協会けんぽ連名の健康啓発チラシを2種類づつ計6種（睡眠、禁煙、健康経営、メンタルヘルス、腰痛、特定保健指導）を同封し、会員事業所内における啓発を実施した。また、北海道、愛知、大阪の3地域をモデル地域とし、各地域の健康保険組合等とも連携した令和6年度の取組について、協会内で横展開を行った。 - 睡眠に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチを実施するため、リーフレット（事業主向け・加入者向け）を国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 睡眠・覚醒障害研究部のご協力のもと作成した。 - 全支部におけるメンタルヘルス対策に係るセミナーや出前講座の実施を目標に、体制を有していない支部については本部において専門事業者を一括調達することとし、セミナー・出前講座を9月から開始した。	109,560事業所（令和7年9月末時点） 【参考】 105,343事業所（令和7年3月末時点）

事業計画（主な重点施策）	実施状況	K P Iの実績
Ⅲ）医療費適正化 ①医療資源の適正使用 i）ジェネリック医薬品の使用促進 ・協会のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2024（令和6）年3月診療分で83.6％と、80％以上の水準まで達している。使用割合が80％以上の支部は、この水準を維持・向上できるよう、また、使用割合が80％未満の支部は、早期に80％以上に到達することを目指して、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合の数値目標が国から示されたことを踏まえつつ、更なる使用促進を図る。 ・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。 ・医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて保険者としてできる取組を推進する。 ii）バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ・国の方針（※1）を踏まえ、2024（令和6）年度パイロット事業の取組結果をもとに、事業の横展開を図るとともに、より効果的な手法を確立すべく、引き続き効果検証を行い、効果的な事業実施につなげる。（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80％以上置き換わった成分数が全体の成分数の60％以上にすることを目指す」 iii）上手な医療のかかり方 ・医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。 ・ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 i）～iii）の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。 【重要度：高】 国の後発医薬品にかかると新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80％以上とする主目標並びにバイオ後続品に80％以上置き換わった成分数を全体の成分数の60％以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65％以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。 また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。 【困難度：高】 ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80％を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。 ■ KPI： 1）医薬品の安定的な供給を基本としつつ、全支部において、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※2）を80％以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80％以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。 （※2） 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2）バイオシミラーに80％（※3）以上置き換わった成分数が全体の成分数の21％（※4）以上とする（※3） 数量ベース（※4） 成分数ベース 3）全支部で、2024（令和6）年度パイロット事業を横展開したバイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する。 4）医薬品の安定的な供給を基本としつつ、協会のジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※2）を対前年度以上とする。	i）ジェネリック医薬品の使用促進 ・ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2024（令和6）年9月診療分で全支部が80％以上に到達であるが、さらなる使用割合向上を目指して、先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減可能額をお知らせする「ジェネリック医薬品軽減額通知」を、今年度は6支部が実施予定であり、上期は3支部において発送した。 ・そのほか、各支部の実情に応じて、ジェネリック医薬品の使用促進に関する広報などを実施した。 ii）バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 ・2024（令和6）年度パイロット事業の取組結果をもとに、今年度は全支部に取組を展開した。 ・レセプトデータの処理・分析を実施したのち、7月に全支部向けに研修会を行い、本事業の目的・背景、バイオシミラーの基礎知識、分析ツールの操作方法、医療機関選定の考え方などを説明した。 ・8月以降、各支部において分析結果を踏まえ、関係団体訪問、訪問する医療機関の戦略策定などを行った。 ・上期に関係団体訪問を24支部で実施し、医療機関訪問を2支部で実施した。 本部では、7月に武藤正樹先生、川上純一先生と北川理事長がバイオシミラーの使用促進や本事業に関する鼎談を実施。9月に国立病院機構を訪問し、本事業について説明した。 iii）上手な医療のかかり方 ・44支部において、納入告知書やメールマガジン、健康保険委員への情報提供などにより上手な医療のかかり方の広報を実施。本部では、大病院受診に関するコンテンツを作成（配信は10月）した。	i）ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2024（令和6）年9月診療分で全支部が80％以上に到達

事業計画（主な重点施策）	実施状況	K P I の実績
②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制等に係る意見発信 ・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 ・ 協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、医療保険部会や中央社会保険医療協議会等の国の会議において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。 ・ また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対し、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。 【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。	・ 各支部が参画している地域医療構想調整会議等において、都道府県から提出されたデータ等も活用し、積極的に意見発信を行った。 ・ 中央社会保険医療協議会、社会保障審議会医療保険部会・介護保険部会・介護給付費分科会、地域医療構想及び医療計画等に関する検討会等において、医療費適正化、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築、地域医療構想の実現等に対し、医療保険者の立場から積極的に意見発信を行った。	-
③インセンティブ制度の実施及び検証 ・ 2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 ・ 現行制度の枠組みのあり方に関する今後の見直しの検討に向けて、インセンティブ制度に対する政府の方針、健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を注視する。 ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。	・ 納入告知書やメールマガジン、健康保険委員への情報提供などによりインセンティブ制度の広報を44支部で実施した。	-

事業計画（主な重点施策）

実施状況

KPIの実績

IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。
- ・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。
- ・ 具体的には、
 - ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する
 - ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する
 - ③本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する
 - ④評価・検証・改善のプロセス（PDCAサイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めている。
- ・ 「令和7年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和8年度保険料率改定」、「健診体系の見直し」（現役世代への健診事業の拡充）について、加入者・事業主の一層の理解を得ているよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。
- ・ 本部においては、ホームページや全支部共通広報資材等の統一的に使用可能な各種広報ツールにより、全国で一律に周知すべき内容を中心とした広報を実施する。特にホームページについては、利用者目線で改善を図るとともに、更なる利便性やわかりやすさの向上のため、ホームページの全面リニューアルに向けた作業を着実に進める。
- ・ また、協会の象徴的位置づけであった健康保険証が新規に発行されなくなることから、より一層「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。
- ・ 支部においては、広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けられることができる媒体であるSNS（LINE）、メールマガジンの活用に取り組む。
- ・ 健康保険委員会について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動を活性化させる取組について検討する。

■ KPI：

- 1) ホームページアクセス数を1億3,700万以上とする
- 2) 全支部でSNS（LINE公式アカウント）を運用し、毎月情報発信を行う
- 3) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする

- ・ 令和6年度に策定した広報基本方針及び令和7年度広報計画に沿って広報を実施した。
 - ・ 最重点広報（令和8年度保険料率改定・健診体系の見直し）について、令和8年1月以降の特設ページ開設及び広告出稿の企画に着手した。
 - ・ 協会の概要や運営体制、事業展開、今後の取組等をまとめた冊子を新たに作成し、本部・支部において関係団体や事業所への訪問等の際の資料として活用した。また、本部において作成したコンテンツ（季節の健康情報）をHPに掲載し、LINEやメールマガジン等を活用して閲覧を促した。
 - ・ 更なる利便性や分かりやすさの向上のため、ホームページの全面リニューアル（令和8年3月予定）に向けた作業を着実に進めた。
 - ・ 協会及び協会の事業の認知度向上に取り組むため、コミュニケーションロゴ及びタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）の制作を進めた。
 - ・ 広報活動における必要な知識を習得するため、「表現リスク」をテーマに広報勉強会を開催した（本部・支部職員約230人受講）。
 - ・ 支部においては、地域・職域の特性を踏まえ、重点的に実施する広報テーマを選定し、きめ細かい広報を実施した。また、LINEやメールマガジンによる情報発信を毎月実施した。
 - ・ 健康保険委員未委嘱事業所に対し、大規模事業所・新規適用事業所を中心に電話や文書等による委嘱勧奨を行った。
- （2025（令和7）年9月末時点の全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合は54.93%、委嘱事業所数は337,733事業所）
- また、研修会の実施や広報誌等の送付により、健康保険委員の活動を活性化した。

- 1) ホームページアクセス数
56,645,007アクセス（令和7年9月末時点）
 - 2) SNSによる毎月の情報発信
全支部において毎月実施
 - 3) ①全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合】
54.93%（令和7年9月末時点）
- 【参考】
53.34%（前年同月末時点）
対前年同月：+1.59%
- 54.18%（前年度末）
対前年度末：+0.75%
- ②委嘱事業所数
337,733事業所
（令和7年9月末時点）
- 【参考】
314,967事業所
（前年同月末時点）
対前年同月：+22,766
- 328,886事業所（前年度末）
対前年度末：+8,847

事業計画（主な重点施策）	実施状況	KPIの実績
（３）保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備		
I）人事・組織 ①人事制度の適正な運用 ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。 ・ 更なる保険者機能の強化・発揮に向け組織の強化を図るため、職員の能力・適性に応じた働き方ができるよう人事制度の見直しを行い、協会の理念を実現する職員の育成を推進する。	・ 人事評価結果を賞与や昇給、昇格に適切に反映させることにより、実績や能力本位の人事を進めた。 ・ 人事制度については、契約職員も含めた全員参加型運営を推進し、更なる保険者機能の強化・発揮に向けて職員が意欲を持って業務に取り組むとともに、より職員の適性に応じた働き方ができるよう制度を見直した。	-
②新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置 ・ 支部の戦略的保険者機能の強化や本部機能の強化を図る観点から、支部の業務量の調査結果を踏まえ、実態に応じて本・支部の人員を見直し、人事異動等の機会をとらえて戦略的な人員配置を進める。	・ 支部間バランスの見直し及び支部の戦略的保険者機能の強化や本部機能の強化を図る観点から、人事異動等の機会をとらえて戦略的な人員配置を進めた。	-
③更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ・ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・ 加えて、更なる保険者機能の発揮に必要な能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。 ・ その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。	・ 令和7年度研修実施計画に基づき、研修を以下のとおり実施した。 ・ 階層別研修：7講座 計11回実施 ・ 業務別研修：2講座 計2回実施 ・ 業務別研修（eラーニング）1講座 ・ 必須研修（eラーニング）：4講座 計5回実施	-
④働き方改革の推進 ・ 協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生充実を柱とした協会の働き方改革を推進する。 ・ 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。 ・ また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、年次有給休暇や育児休業の取得促進に取り組む。	・ 職員の二次健診の受診や特定保健指導の利用を促進するため、費用補助や勤務時間中の受診等を認める運用を開始した。 ・ 子育て、介護と仕事の両立支援について、利用可能な制度等をわかりやすくまとめたハンドブックを作成し、全職員に配付した。 ・ 若手職員の帰省を後押しし、リフレッシュする機会を創出するため、帰省交通費の支援制度を新設し、10月から運用を開始した。 ・ 職員のヘルスリテラシー向上のため、全職員に対して、女性特有の健康課題に関する研修をeラーニングで実施した。 ・ 食事や睡眠、メンタルケアなどの健康づくりに関する情報を定期的に電子掲示板に掲載し、職員の意識啓発を図った。 ・ 職員の年次有給休暇や育児休業の取得状況を可視化し、長期休暇の取得を推奨するなど、休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでおり、年度末には目標達成できる見込みである。 ・ メンタルケアを含む健康相談ができる窓口を設置しており、職員とその家族がいつでも相談できる環境を整備している。	-

事業計画（主な重点施策）	実施状況	K P I の実績
⑤風通しのよい組織づくり ・ 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。 ・ 本部の主要課題や支部の取組の好事例などを広く職員が共有できるよう社内報を発行し、組織内の情報発信の強化に取り組む。	・ 支部ごとの課題や重点施策を本部・支部間で共有するため、戦略的保険者機能の推進にあたって中核的な役割を担う本部・支部職員間の意見交換の場を設けた。 ・ 職員間のコミュニケーションの促進等を目的とした社内報を定期的に発行している。タイムリーな情報を掲載する電子版を毎月発行するとともに、職員の家族や育児休業中等の職員に情報を届けることを目的に冊子版の社内報（季刊）を6月から発行した。 ・ 人事異動をサポートするため、本部及び支部の雰囲気や地域情報を紹介する「支部コンシェルジュ」を随時更新しており、全職員が閲覧できるよう電子掲示板に掲載している。	-
⑥支部業績評価を通じた支部の取組の向上 ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。	・ 令和6年度通年評価について、結果を取りまとめ支部へ通知した。	-
II）内部統制等 ①内部統制の強化 ・ リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。 ・ 的確な業務遂行のため本部・支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。 ・ 適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。 ・ 階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。	・ リスクの未然防止の取組について、リスク分析、評価の手順の習熟等のため、説明会及びグループワークを実施したほか、全支部で視聴できる説明動画を作成した。その後、全支部において、リスクの洗い出しから対策実施までの取組を行った。 ・ 年度開始前に各支部において、過去に発生した事務処理誤りの再発防止策の検証・見直しを実施し、年間の事務処理誤り防止策を策定した。特に10月は、大規模な人事異動により事務処理誤り発生のリスクが高まるため事務処理誤り防止強化月間に設定し対策の徹底を図った。 ・ 全職員を対象に、特に注意が必要な事例配信を月2回、事務ミス为主题とした研修を9月に1回配信し、意識啓発を図った。 ・ 個人情報保護やコンプライアンス等のリスクを総合的に議論するため、10月から支部にリスク管理委員会を設置した。	-

事業計画（主な重点施策）	実施状況	K P I の実績
②個人情報の保護の徹底 - 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。 - 本部・支部において個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護管理体制の現状把握と問題点の是正を通じて、個人情報の保護の徹底を図る。	- 個人情報の保護に関するeラーニング研修を3回に分けて実施することとし、8月に「個人情報取扱事業者が把握すべき注意事項等」の内容で実施した。 - 本部・支部において個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護の徹底を図った。	-
③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底 - 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。 - 本部・支部においてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。 - 外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。	- 社内報を活用してコンプライアンス通信を定期的に発行し、コンプライアンスに関する意識付けを継続的にを行っている。 - 階層別研修において、コンプライアンス、ハラスメント防止に関する講義を行っているほか、全職員を対象としたeラーニングを実施した。 - 外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し、必要な是正措置を講じた。また、ボスターやコンプライアンスカードなどを活用し、相談窓口の周知を行っている。 7月に全職員を対象とした職場環境（職場風土）アンケートを実施した。また、アンケート結果から課題を分析し、支部ごとにコンプライアンス推進活動計画を策定した。	-
④災害への対応 - 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。 - 業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。	- 本部・支部において、災害発生時の安否確認に係る訓練を実施した。また、衛星電話を配備している拠点において、定期的な通信訓練を実施した。 - 安否確認システムに加え、幹部職員が設備状況等を情報共有できるシステムを4月より新たに導入した。	-
⑤外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備 事業所及び加入者等の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。	- 全職員に対し、情報セキュリティの遵守状況を確認する自己点検を5月に実施し、情報セキュリティ管理者に対して点検結果のフィードバックを6月に実施した。 - 情報セキュリティ研修について、年3回の研修実施計画を定めており、近年のセキュリティインシデント事例を踏まえた内容で教材を作成のうえ、上期は7月に実施した。残りの2回は10月と12月に実施予定である。 - 標的型メール攻撃のインシデント対応訓練を8月～9月に実施した。 - CSIRTにおいて、厚生労働省と共同で実施する「情報セキュリティインシデント対処にかかる連携訓練」について、11月の実施に向け準備を進めた。 - 情報セキュリティインシデント対処に関する知識習得を目的に、国家サイバー統括室（NCO）主催のCSIRT研修や情報セキュリティインシデントに対する研修に参加した。	-
⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等 - サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。 - 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。 - 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。 - また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	- 一般競争入札においてさらに競争性を高めるため、公告後の複数事業者への呼びかけ、一者応札となった場合における入札説明書取得事業者へのヒアリング（アンケート）、公告期間や契約履行までの期間の十分な確保、複数者からの見積徴取等の方法により、一者応札の削減に努めている。 - 令和6年度の一者応札の割合を本部・支部に周知し、より一層の一者応札案件の削減への取組を促した。 - 各支部の案件ごとの契約先等を記載した一覧表を全支部へ提供し、調達情報を共有することで、類似案件の調達時に複数事業者への呼びかけを容易にできるようにした。	19.1%（令和7年9月末時点） 【参考】 12.6%（前年同月末時点） 10.7%（前年度末時点）

事業計画（主な重点施策）	実施状況	K P I の実績
Ⅲ）システム対応 ①協会システムの安定運用 ・ 協会の基盤的業務（現金給付の支払い等）が停止することがないよう、日々の運行監視やシステムメンテナンス業務を確実に実施する。 ・ 安定稼働に大きな影響を及ぼす各種サーバーやOSのバージョンアップ等の対応を適切に実施し、協会システムを安定稼働させる。あわせて、2026（令和8）年1月の基盤中期更改においても協会システムの安定的な運用を継続する。	・ 情報セキュリティを担保しながら、協会の基盤的業務（現金給付の支払い等）が停止することがないよう、日々のシステム運用・保守業務の品質も担保し、システムを安定稼働している。	-
②制度改正等に係る適切なシステム対応 ・ 法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、内外の関係各所と調整しながら確実な要件定義を行い、スケジュールを遵守して適切なシステムを構築する。 【重要度：高】 国のデジタル・ガバメント実行計画に基づく電子申請システムの対応については、2026（令和8）年3月までにすべての法定帳票を電子化する必要がある。協会における電子申請システムの対応は2025（令和7）年度末までの実施を予定しており、加入者及び事業主へのサービス向上に資するものであることから重要度が高い。 【困難度：高】 電子申請システムは、すべての法定帳票を含む30帳票への対応に加え、パソコンやスマートフォン・タブレット等マルチデバイスへの対応、およびマイナポータルとの連携機能の実現等が必要であり、システムの改修規模が大規模である。 また、電子申請システムの対応と並行して、2026（令和8）年1月に向けてマイナンバーカードと健康保険証の一体化に対する本格対応を行っており、その他の制度改正対応等を含め、限られた期限内に開発を完了する必要があることから困難度が高い。	・ 令和8年1月にサービスインする電子申請サービス及び公金受取口座対応について設計・開発を完了し、現在は当初のスケジュール通り、受入れテストを実施している。テストの実施と並行して業務利用する職員に向けた研修を予定している。	-
③業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上 ・ 各業務システムについて、業務効率化の効果が最大限に得られるよう、システム上の懸案事項や課題を整理し、更なる機能向上を図る。	・ 保健事業の一層の推進に向けたシステム開発、統計分析利用権限の拡充や支部からのシステム改修・改善要望等への対応を適切に実施した。	-
④中長期を見据えたシステム対応の実現 i）協会のDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に向け、先進的なデジタル技術を活用した協会システムの導入を計画的に実施する。 ・ 加入者と協会を直接繋ぐ新たな情報提供サービスの実現に向けた、協会として初のスマートフォン用アプリケーションを開発する。 ・ 保健事業の業務のあり方検討等を踏まえ次期保健事業システムの要件定義に着手する。 ・ 次期のシステム更改に向けて、先進的なデジタル技術等を活用した新システムの計画策定に着手する。 ii）機器の更改及び製品のバージョンアップ対応を行うための基盤中期更改について、2026（令和8）年1月のサービスインに向け、スケジュールを遵守し確実に実施する。 【重要度：高】 協会におけるDXの推進は、協会内の業務効率化にとどまらず、加入者・事業主の利便性及びサービスの向上に繋がるものである。特に、スマートフォン用アプリケーションの開発は、加入者と協会を直接繋ぐ初の情報提供サービスであり、これを用いて、これまで以上に直接的なアプローチができることとなる。協会で行う業務はシステムが必要不可欠となっていることから、次期保健事業システム、及び次期協会システムの開発や基盤中期更改を、スケジュールを遵守しつつ、着実に進捗させることは、協会業務の基礎となるものであり、重要度が高い。 【困難度：高】 スマートフォン用アプリケーションについては、加入者と協会を直接繋ぐ初の情報提供サービスであり、また、協会として新たな開発手法を用いる開発であることから確実に実施する必要がある。 次期保健事業システム、及び次期協会システムの開発においては、高いセキュリティレベルを維持しつつ、先進的なデジタル技術等の導入の検討や検証を行う必要がある。 また、基盤中期更改は、改修対象が大規模であり、多数の関係事業者によって開発を行っているため、すべての事業者について進捗遅れや手戻り等が発生しないように調整・連携しながら、確実な進捗管理を行う必要がある。これらの対応を並行して実施していく必要があることから、困難度が高い。	・ けんぼアプリについては、令和8年1月のサービスインに向け、開発、保守事業者の調達及び設計・構築が完了した。7月・8月にはテスト検証を実施し、当初のスケジュール通りにサービスインに向けて進捗している。 ・ 次期保健事業システムの導入に向けて、保健事業の業務のあり方の検討等を踏まえた機能要件を実現するため、要件定義の支援にかかる事業者の調達を実施した。10月より詳細な要件定義の策定に着手する。 ・ 次期健康保険システム及び次期間接システムの導入に向け、現行システムの課題整理や最新のICT技術等に係る調査を行い、システム機能要件の実現性の調査分析の支援にかかる事業者の調達を実施した。10月より詳細な調査分析、要件定義の策定に着手する。 ・ 基盤中期更改については、設計・開発の完了後、結合テスト、システムテストが滞りなく終了した。現在は当初のスケジュール通り、システム移行計画の詳細化や移行リハーサルの実施等、システムの安定稼働を確保するためのテストを実施している。	-

1. 基盤的保険者機能の盤石化

具体的施策	KPI	令和7年度上期の結果	参考：令和6年度末
Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上 ②サービス水準の向上	1) サービススタンダードの達成状況を100%とする	100.00%	100.0%
	2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する	5.30日	5.63日
	3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする	4.28%	4.18%
Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上 ④レセプト点検の精度向上	1) 協会のレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※) 査定率＝協会のレセプト点検により査定(減額)した額÷協会の医療費総額	0.128%	0.131%
	2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	9,851円	9,908円
Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上 ⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を対前年度以上とする	47.14%	66.20%

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

具体的施策	KPI	令和7年度上期の結果	参考：令和6年度末
Ⅱ) 健康づくり ②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	1) 健診実施者数(事業者健診データ取得者数を含む)を対前年度以上とする	5,058,319人	12,257,614人
	2) 生活習慣病予防健診実施率を63.5%以上とする	24.0%	58.4%
	3) 事業者健診データ取得率を9.0%以上とする	2.9%	7.2%
	4) 被扶養者の特定健診実施率を31.6%以上とする	9.5%	29.4%
Ⅱ) 健康づくり ③特定保健指導実施率及び質の向上	1 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする	227,238人	433,603人
	2) 被保険者の特定保健指導実施率を24.3%以上とする	27.4%	20.3%
	3) 被扶養者の特定保健指導実施率を19.4%以上とする	50.3%	17.1%
Ⅱ) 健康づくり ④重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合(※)を対前年度以上とする (※) 2025(令和7)年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	34.2%	33.8%
Ⅱ) 健康づくり ⑤コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を106,000事業所(※)以上とする (※) 標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数	109,560事業所	105,343事業所

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

具体的施策	KPI	令和7年度上期の結果	参考：令和6年度末
Ⅲ) 医療費の適正化 ① 医療資源の適正使用	1) 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)(※2)を80%以上とする。 ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。 (※2) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする	全支部が80%以上に到達	47支部
	2) バイオシミラーに80%(※3)以上置き換わった成分数が全体の成分数の21%(※4)以上とする (※3) 数量ベース (※4) 成分数ベース	-	28% (2025年1月診療分)
	3) 全支部で、2024(令和6)年度パイロット事業を横展開したバイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する	-	(新規)
	4) 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、協会のジェネリック医薬品使用割合(金額ベース)(※2)を対前年度以上とする。	-	(新規)
Ⅳ) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	1) ホームページアクセス数を1億3,700万以上とする	56,645,007件	125,420,641件
	2) 全支部でSNS(LINE公式アカウント)を運用し、毎月情報発信を行う	毎月実施	(新規)
	3) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を54%以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする	54.93% 337,733事業所	54.2% 328,886事業所

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

具体的施策	KPI	令和7年度上期の結果	参考：令和6年度末
Ⅱ) 内部統制等 ⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	19.1%	10.7%